外国地方公務員招請研修(K2Hプログラム) 実 施 要 項

全国市道知事協議会(Governors Association of Korea、以下「GAOK」)では世界各国の自治体 間における国際交流協力及び友好増進を図るべく、海外の地方公務員を招請し、韓国の自治体で 一定期間研修を行うK2Hプログラム(Korea Heart to Heart Program)を実施しております。

2013年度実施要項を下記のとおりご案内致しますので、海外公務員の皆様の積極的なご参加を お願いします。

1. 研修概要

- OCLATIN 間:2013.4.17~10.16(6ヶ月間) (1)期
- (2)主 催:GAOK、韓国自治体
- (3)主な内容

事前研修

- ア. 主催: GAOK
- イ. 期間:2013. 4. 17~4. 26(10日間)
- ウ. 場所:ソウル市内研修所(後日通知)
- 工. 内容
 - 誰 座:韓国の地方行政と地方自治制度に、韓国の歴史・文化、初級韓国語など。
 - ・体験学習:優秀行政施策実施自治体への訪問、産業視察、歴史・文化遺跡視察、 韓国文化体験など。

本研修

- ア. 主催:韓国側の受入れ自治体(以下、「受入れ自治体」)
- イ. 期間:2013. 4. 27~10.16(6ヶ月)
- ウ. 場所:受入れ自治体
- 工. 研修部署: 国際交流、文化芸術、観光振興等の関連部署 ※研修部署は招請地方自治体の状況により多少異なります。
- オ. 主な内容
 - ・受入れ自治体における各種行政研修
 - ・受入れ自治体における国際交流業務の支援
 - ・受入れ自治体の職員および地域住民を対象にした語学指導
 - ・韓国と母国の自治体間における交流協力の活性化及び架け橋の役割の遂行
 - ・企業、産業施設、文化遺跡地、主要都市の見学及び視察

ワークショップおよび修了式

- ア. 主催: GAOK
- イ. 期間:2013. 9月中(2泊3日)
- ウ. 場所:済州島(予定)
- 工. 内容
 - ・研修結果報告書の発表(個人別)、意見交換会(研修、韓国生活、国際交流など)
 - ・済州文化体験および関係機関視察

2. 研修条件

- (1)期間:6ヶ月(事前教育およびワークショップなどを含む/2012.4.18~10.17)
- (2)勤務時間:原則として韓国の地方公務員の勤務時間に準ずる

(土、日曜日および祝日に研修は行わない)

- (3)費用負担
 - ア. 研修生活費: GAOK(40万ウォン/月)、受入れ自治体(40万ウォン/月)
 - イ. 事前研修費:GAOK(全額:宿泊費、食費、体験費など)
 - ウ. 住居費: 受入れ自治体
 - エ. 国際航空運賃:研修生の所属する自治体(母国)
- (4)研修生の遵守事項

研修生は研修期間中は韓国の国法を遵守し、GAOKが別途定める「外国地方公務員招請研修・研修生守則>を守らなければならず、これに反したり正当な理由なしに研修を拒否する場合には、必要とした経費の全額を研修生の該当国所属機関において払い戻さなければならない。

※本研修に参加する研修生は韓国の出入国管理法規定による「一般研修: D-4」資格で韓国に 滞在するものであり、研修以外の活動や家族同伴は法的に禁止されております。

(5)研修生の入国

選抜された研修生は、自国の国際空港から韓国仁川国際空港まで個別に入国し、その費用については研修生の自国所属自治体にて負担する。また、入国に関する航空券などの予約については、研修生自身が行うものとする。

(6)研修期間の遵守

研修期間は、GAOKが定めた期間に従わなければならない(原則として、中途帰国は不可)。但し、緊急事態の発生などやむを得ない理由で、研修期間を短縮あるいは調整する場合においては、これを証明する資料を添付し、必ずGAOKと受入れ自治体の承認を得なければならない。

3. 応募資格

- (1)外国の自治体に所属する公務員
- (2)満20才以上40才未満の者(韓国への入国日基準)

※但し、場合によっては協議会および受入れ自治体における審査により調整可能

- (3)韓国語又は英語による研修が受講可能な程度の会話ができる者
- (4)中等教育(韓国の高校レベル)以上を修了した者(但し、大学以上の卒業者を優待する)
- (5)心身が健康で、研修実施に支障のない者
- (6)研修終了後にも韓国との交流に協力する者
- (7)当研修への参加および研修終了後の復職について所属機関長による許可(推薦)を得た者
- (8)韓国の入国において欠格条件のない者
- (9)研修実施の開始日(2013.4.17)に入国できる者
- (10)受入れ自治体の指示に協力的に応じる者

※研修開始後、GAOK及び受入れ自治体が許可する特別な場合を除き、中途帰国は認めない。 ※受入れ自治体によっては、別途提供される研修生活費及び補助金、住居条件などが異なる場合がある。

4. 応募方法

- (1)提出資料
 - -申込書 1部(別紙1、写真添付)
 - 誓約書 1<mark>部(別紙2、</mark>自筆署名)
 - -健康診断書 1部(別紙3)
 - 一卒業証明書 1部(最終学歷)
 - -在職証明書 1部
 - 身分証明書(写本) 1部
 - 写真(3×4) 3枚 ※規格厳守
 - ーパスポート 写本 1部
- (2)提出先:全国市道知事協議会(本部)、または協議会の海外事務所

(住所) GAOK (Governor' Association of Korea)

6F, Gumsegi Bldg., 16 Uljiro 1-ga, Jung-gu, Seoul

(Zip) 100–842 South Korea

(3)締め切り:2012.2.3(金)まで(未定)

5. 研修生の選抜決定及び来韓の準備

- (1)研修生の最終選抜は、全国市道知事協議会で行うが、中国は中国の外務省が協議会の中国事務所を通じて推薦した者を、また、その他の国は各国に設置された協議会の海外事務所、駐韓大使館または所属自治体が推薦した者に限って最終選抜する。
 - (2)最終選抜者に対しては、協議会が査証関連手続きを行うものとする。

(3)査証発給認定番号(VISA申請用番号)が発行されると、協議会はこれをE-mailやEMS(国際郵便)などで選抜者へ通知する。以降、所属自治体の責任の下、ビザ申請(最寄の韓国領事館)や自国内で必要な措置を研修生本人が行う。

担当:地方国際化支援室国際協力部

全英 筑 専門委員

Tel.+82-2-2170-6024(直通)

E-mail. klafirseoul@yahoo.co.jp

